

平成23年（2011年）度

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は5枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成23年度（2011年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題1と問題2の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題1

次の文章は、最高裁判所の判決からの抜粋である。そこで論じられている憲法上の問題について、簡潔な表題を付して、それに関する諸学説の対立を説明し、それを踏まえて、本判決で示された見解の特質と問題点を述べなさい。

「わが憲法の三権分立の制度の下においても、司法権の行使についておのずからある程度の制約は免れないのであつて、あらゆる国家行為が無制限に司法審査の対象となるものと即断すべきでない。直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であつても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。この司法権に対する制約は、結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制約等にかんがみ、特定の明文による規定はないけれども、司法権の憲法上の本質に内在する制約と理解すべきである。」

「衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であつて、かくのごとき行為について、その法律上の有効無効を審査することは司法裁判所の権限の外にありと解すべきことは既に前段説示するところによつてあきらかである。」

（最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁）

問題2

一級建築士のAは、高層の集合住宅やホテル用高層建築物の耐震構造計算をしたうえ、建築主の代理人となって、建築確認申請をしている者である。

(1) X市の建築主事Bは、かねてAが建築主の代理人として建築確認申請をした際に、建築コストを切り詰めるため、虚偽内容の耐震構造計算書を添付して申請したことを見破って、建築確認をしなかった。X市長は、建築主事Bからこの事実の報告を受けていた。その後、X市では、Aの動向を気にかけていたところ、Aが他の市においても耐震偽装をした構造計算書を添付して建築確認申請をし、建築主事ないし指定確認検査機関の目をごまかして建築確認を得ているらしい、との強い疑念を抱いた。

X市としては、事情を知らない市民がAに建築確認申請を依頼して被害を受けることが起こらないようにするために、市の広報紙で、Aの氏名及び非違事実を公表したいと考えている。

法的にはどのような手順を踏むことが妥当であるか。

(2) Aが耐震構造計算をし、また建築物を設計して建築確認申請をしたY市内の10階建の甲集合住宅は、建築後3年間余りが経過している。最近、Aが作成した耐震強度に関する構造計算書は虚偽内容のものだとの内部告発が甲集合住宅の管理組合宛てになされた。甲集合住宅の管理組合の依頼を受けて、甲集合住宅の耐震強度を調査した専門家からは、震度5程度の地震が起これば倒壊するおそれがあると指摘された。

それを知った周辺住民は、甲集合住宅が倒壊すれば、周辺住民の生命、身体、財産にも甚大な被害が及ぶおそれがあると考え、Y市長に対して、甲集合住宅の所有者らに対して、建築基準法9条1項に基づき、甲集合住宅の6階から上階の部分を解体して除却せよとか、耐震強度を補強する工事をせよとか、何らかの是正命令を出すように申し入れた。

ところが、Y市長は、同市の建築主事Cが甲集合住宅の建築に際して建築確認を出したことから、Y市の責任が問われることになるのをおそれ、甲集合住宅の所有者らに対して、何らの行政指導をする意向もなければ、命令を出す意向もないと声明した。

そこで不安の募った周辺住民は、Y市長に重い腰をあげてもらうために法的手続を取れないものか、と弁護士に法的助言を求めることとした。

住民から相談を受けた弁護士としては、どのような法的手段があると助言すべきか。

[参照条文]

建築基準法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三十四 （略）

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（違反建築物に対する措置）

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（2以下略）

（不服申立て）

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、行政不服審査法第三条第二項に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事又は建築監視員である場合にあっては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあっては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

2 建築審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から一月以内に、裁決をしなければならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、指定確認検査機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

(審査請求と訴訟との関係)

第九十六条 第九十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

以上